

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者
選定委員会 審査結果報告書

令和 6 年 8 月 30 日

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会 審査結果報告書

本選定委員会は、多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園の指定管理者の候補者の選定を行うために設置され、令和6年5月20日の委員会から3回にわたり審査を行いました。その結果をここに報告いたします。

1. 審議経過

	日時等	会議内容
第1回	令和6年5月20日(月) 13時30分～15時30分 多摩市役所301会議室	1. 委嘱状の交付 2. 委員及び職員の紹介 3. 委員会設置要綱について 4. 委員長及び副委員長の選出 5. 指定管理者制度について 6. 指定管理者募集要項について 7. 指定管理者管理基準について 8. 候補者選定審査基準書及び審査スケジュールについて
第2回	令和6年8月2日(金) 9時30分～12時30分 多摩市役所東庁舎会議室	1. 第一次審査結果・二次審査について 2. プレゼンテーション・質疑応答 3. 意見交換
第3回	令和6年8月20日(火) 13時15分～15時 多摩市役所特別会議室	1. 評価についての意見交換 2. 審査結果報告書(案)の確認 3. 審査結果の仮報告

2. 候補者選定について

指定管理者候補者の選定については、「多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱」第1条に基づき設置された審査会による一次審査結果について、多摩市長より報告を受け、以下の2団体を審査の対象としました。

なお、候補者募集に際し市が実施した現地見学会（令和6年6月24日）には11社が参加し、応募の申請をした団体は2団体であったとの報告を受けました。

グループ名	多摩市健幸スポーツパートナーズ	
代表団体	名称	株式会社フクシ・エンタープライズ
	所在地	東京都江東区大島一丁目9番8号
	代表者	代表取締役 福士 朝尋
構成団体	名称	株式会社ハリマビシステム
	所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー
	代表者	代表取締役 免出 一郎
構成団体	名称	日本体育施設株式会社
	所在地	東京都中野区東中野三丁目20番10号
	代表者	代表取締役 越後 幸太郎

グループ名	団体A
-------	-----

3. 審査結果

審査は、各団体からの提出書類による書類審査、第2回選定委員会（令和6年8月2日）において実施した各団体からのプレゼンテーション（各20分）及び質疑応答により、「多摩市立総合体育館、多摩市屋外スポーツ施設及び多摩東公園指定管理者候補者選定審査基準書」により審査を実施しました。

採点の集計結果は以下のとおりであり、合計点の高い団体を上位として順位を付しました。

(1) 採点集計結果

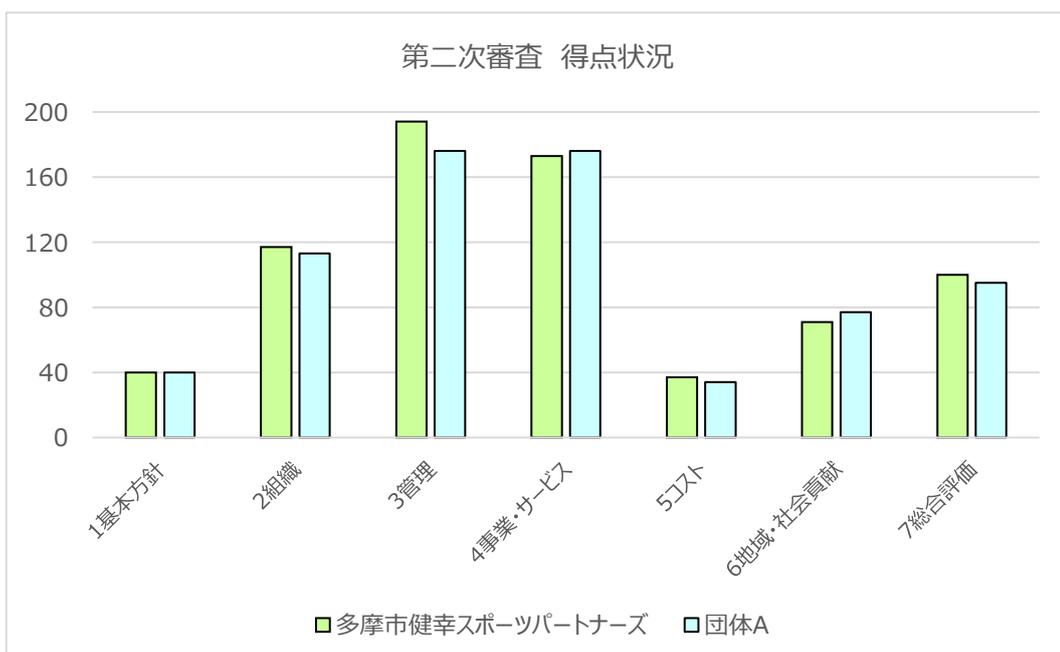
団体名	合計	順位
多摩市健幸スポーツパートナーズ	741点	1位
団体A	716点	2位

※一人190点/名×委員5名+価格点50点 1000点満点

(2) 委員等別採点集計

団体名	採点内訳					価格点	合計
	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5		
多摩市健幸スポーツパートナーズ	157	176	143	129	127	9	741
団体A	165	150	134	126	136	5	716

(3) 評価区分別得点状況



(4) 多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定 採点評価表集計

No.	評価区分		評価項目	配点	多摩市健幸スポーツパートナーズ		団体 A	
1	基本方針	管理運営方針	管理運営方針が施設の設置目的に合致したものとなっているか。	50	40	40	40	40
2	組織	人員配置・研修体制	施設全体の管理運営を行うための職員体制、勤務ロテーション体制、研修体制が整っているか。	150	38	117	34	113
3		人員配置・研修体制	地域の人材・障がい者及び高齢者など広く雇用の機会に配慮しているか。		18		17	
4		団体の経営状況	経営基盤が安定しており、良好な経営状況であるか。		38		42	
5		安定した管理運営を担保する実績	総合体育館等、本指定管理施設と同種の施設管理運営業務の実績があるか。		23		20	
6	管理	施設管理の安全・安定性	日常の施設設備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。	250	42	194	38	176
7		施設管理の安全・安定性	多摩東公園の植栽について、多摩市パークマネジメント計画に基づき安全性の確保、みどりの若返り、景観の維持等を考慮した管理を行えるか。		16		19	
8		快適な環境・衛生管理	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理が行えるか。		36		34	
9		快適な環境・衛生管理	多摩東公園屋外トイレの利用しやすさ向上や清潔感が保たれる提案がされているか。		21		17	
10		危機管理	事故・緊急時等の対応が考えられているか。		42		34	
11		コンプライアンス	労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護や情報公開の取り扱いについて積極的な対応を行っているか。		19		16	
12		公平な施設利用	利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。		18		18	
13	事業・サービス	事業方針	健康増進及び継続したスポーツ活動を支援する工夫が提案されているか。	225	36	173	38	176
14		施設の有効活用	総合体育館レストランコーナーなどの施設を有効に活用される提案となっているか。		18		21	
15		施設の有効活用	多摩東公園と公園内スポーツ施設との一体的な活用による活性化が期待できる内容となっているか。		20		20	
16		利用者の満足度向上	利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。		42		36	
17		利用者増加方策	施設利用者の増加、施設稼働率の向上が図られるものとなっているか。		38		42	
18		事業バランス	個人開放と一般利用及び自主（教室系）事業のバランスは妥当か。		19		19	
19	コスト	具体的経費削減策	サービスを低下させずに経費を削減する具体的提案があるか。	50	19	37	17	34
20		具体的経費削減策	自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。		18		17	
21	地域・社会貢献	市内事業者との連携・活用	事業所または営業所等が市内にある、又は構成団体のいずれかが市内事業者であるか。または、市内事業者の活用に対し具体的な提案があるか。	100	34	71	42	77
22		社会性	自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。		19		18	
23		脱炭素社会実現	脱炭素社会の実現に配慮した CO2 排出量の削減策、環境配慮の提案等がされているか。		18		17	
24	総合評価		評価項目に無いその他の優れている点や全体のバランスを評価する。	125	100	100	95	95
25	価格点		{ (1-削減率) × 係数 200 }	50	9	9	5	5
合計				1000	741		716	

4 委員会意見

(1) 評価の視点

評価にあたっては、各委員が専門分野やこれまでの経験に基づき、様々な視点から意見を述べ、基本方針、組織、管理、事業・サービス、コスト、地域貢献、総合評価といった評価項目ごとに、評価を行ったものです。

(2) 意見

今回指定管理者による管理を行う施設は、スポーツの中核施設である総合体育館、野球やテニス等の屋外スポーツに親しむ場として市内20か所に設置された屋外スポーツ施設、武道館や陸上競技場を園内に有する総合スポーツ公園となっている多摩東公園です。

これらの施設の管理運営を行う指定管理者には、事業者が持つノウハウを生かして各施設について適切な維持管理を行うことに加え、市民がスポーツや自然環境に親しみ日常的に利用できるような施設運営を行うことが求められます。

本委員会で各団体について評価を行った結果、応募された2団体ともに指定管理を担うにあたって十分な能力を備えていたと認められたため、どちらの団体を1位とすべきかについては委員間でも意見が分かれています。

そのような中で、順位1位となった団体については、構成団体の強みを生かし、陸上競技場の天然芝管理について具体的な提案が行われるなど施設の維持管理に関して安定性、信頼性のある提案がなされていました。また、施設の危機管理をはじめとした組織の体制について信頼性が高いと評価しました。

今後の展開として、施設のPRや利用者拡大につながる魅力的な新規事業の企画実施、公園文化の醸成への取組、体育館トレーニングルームの企画運営については、さらなる改善策を積極的に検討し、取り組むことを期待します。

指定管理者候補者団体においては、提案内容を着実に実行し達成するとともに、多摩市と一体となってスポーツ施設及び公園の管理運営を行い、市民の健康で幸せなまちづくりに寄与されることを期待して、本委員会の意見といたします。

添付資料

資料1 多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

資料2 多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会委員名簿

資料 1

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会設置要綱

令和 6 年 4 月 16 日 多摩市告示第 243 号

(設置)

第 1 条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年多摩市規則第 61 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、多摩市立総合体育館等における指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、審査会の事前審査に合格した団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 多摩市立総合体育館
- (2) 多摩市屋外スポーツ施設
- (3) 多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場
- (4) 多摩市立多摩東公園及び多摩市立多摩東公園内駐車場

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 前条各号に掲げる施設の管理運営に関し専門的知識を有する者 3 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第 7 条 委員は、本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、指定管理者の候補者に関する審査に当たり、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第 9 条 委員会の会議は、公開しない。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。
- 3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、開示する。ただし、多摩市情報公開条例（平成 12 年多摩市条例第 53 号）第 7 条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非開示とする。

(審査会の所掌事項)

第10条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募団体の事前審査に関する事。
- (2) 委員会の審査方法等に関する事。
- (3) 予定候補者の選定に関する事。

(審査会の構成)

第11条 審査会は、次に掲げる者（以下「審査会委員」という。）をもって構成する。

- (1) くらしと文化部長
- (2) くらしと文化部スポーツ振興課長
- (3) 環境部長
- (4) 環境部公園緑地課長
(会長)

第12条 審査会に会長を置き、くらしと文化部長をもって充てる。

- 2 会長は、審査会を総括する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した審査会委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、くらしと文化部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

資料2

多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会 委員名簿

任期：令和6年5月20日から令和7年3月31日まで

	氏名	役職	区分
1	関根 正敏	委員長	施設の管理運営に関し専門的知識を有する者
2	池浦 慧	副委員長	
3	蝦名 潤	委員	
4	木山 啓子	委員	公募による市民
5	増田 明男	委員	